

日米欧三極特許庁における進歩性判断の比較研究

——設計事項等について——

特許第1委員会
第3小委員会*

抄 録 本稿は、本願発明と引用発明との相違点に係る構成が証拠に示されずに進歩性欠如と判断されるケースの日米欧三極特許庁間の比較について述べるものである。

国際出願のうち2004年1月以降に国際公開され、日米欧三極特許庁に移行された案件（123ファミリー）の各極における1stOAを分析したところ、相違点に係る構成の証拠を示さず設計事項等であるとして進歩性欠如と判断されるケースが、日本は米国や欧州に比べて多いことがわかった。米国に対しては2倍で、欧州に対しては4倍以上であった。その一因として、日本と欧米との間の関連する審査基準の差が影響していると考えられる。証拠が示されている方が拒絶理由に的確に対応できる可能性が高く、審査の予見性が高まる。また、特許性判断の三極特許庁のハーモナイゼーションも推進されることから、日本の審査基準を欧米に近づけるよう見直すことが好ましいと考える。

目 次

1. はじめに
2. 調査対象と分析方法
 - 2.1 調査対象
 - 2.2 分析方法
3. 分析結果
4. 考 察
 - 4.1 三極特許庁の審査基準の違いによる要因
 - 4.2 事例紹介
5. おわりに

1. はじめに

グローバル化に伴い、企業の外国出願の件数が増加している。外国出願を行う企業にとって、どの国であっても同じ権利範囲の特許を取得できることが望ましく、特許性判断のハーモナイゼーションが求められている。しかし、特許性判断の中でも中核的位置づけにある進歩性について、各極で判断が異なっていることが報告されている^{1), 2)}。

進歩性の判断手順として、図1に示すものが知られている。図1に示すように、進歩性判断の手順は大きく二つに分かれ、証拠を示して進歩性を判断する手順（図1における左側のフロー）、及び、証拠を示さずに進歩性を判断する手順（図1における右側のフロー）である。

ここで、当小委員会では、日本の進歩性判断の実務においては、米国や欧州と比べて、本願と引用発明との相違点を認めつつも、その相違点に係る構成が設計事項等であるとして証拠を示すことなく拒絶するケースが多いという意見を持つ委員が多かった。すなわち、図1において本来ならば左側に流れるべきところ、安易に右側に流れているケースが多いのではないか、ということである。

出願人にとっては、証拠が示されずに進歩性が拒絶された場合、反論が難しくなり、抵抗感を示す者も少なくない。このため、設計事項等

* 2014年度 The Third Subcommittee, The First Patent Committee

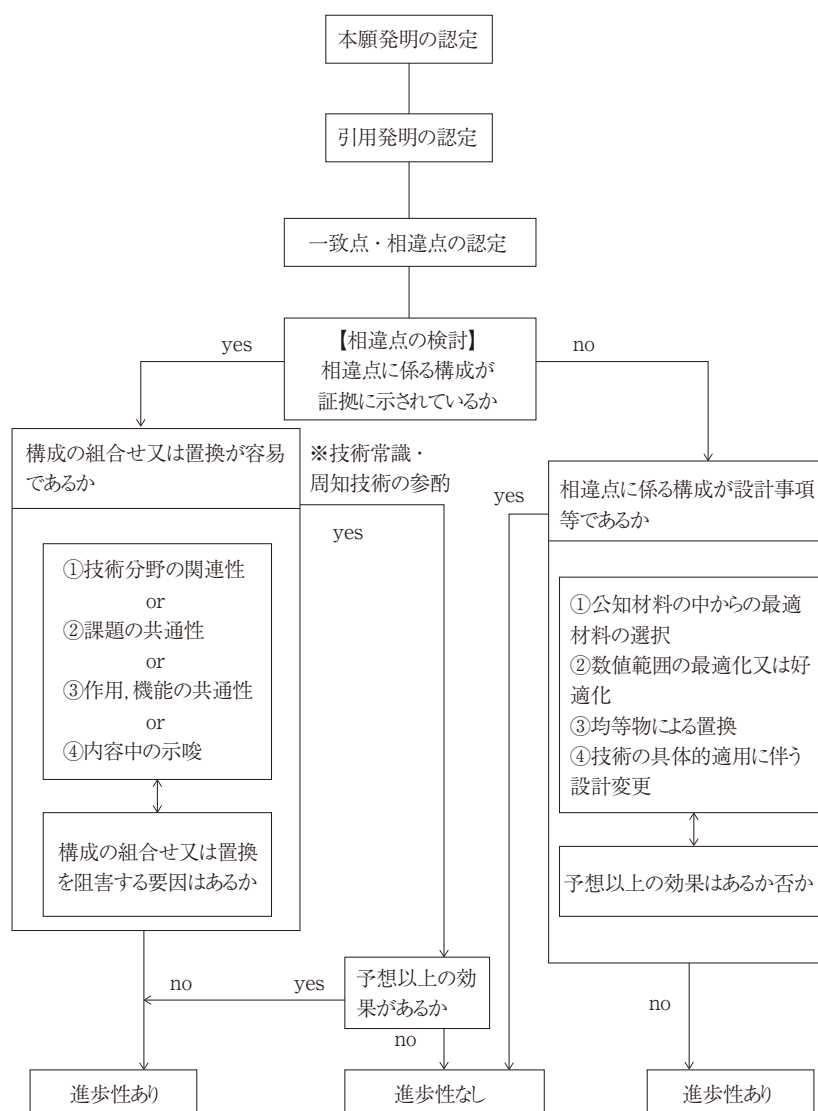
は重要なテーマであり，調査研究は古くから数多くなされている^{3), 4)}。しかしながら，それらは日本の審査実務のみに着眼しているものがほとんどであり，米国や欧州との差を比較検討しているものは少ない。

そこで，当小委員会では，日米欧の三極特許庁において，相違点に係る構成の証拠を示さないうで進歩性欠如と拒絶することに関する傾向を明らかにし，その原因を考察することとした。

2. 調査対象と分析方法

2. 1 調査対象

三極特許庁において，相違点に係る構成について証拠を示さず進歩性拒絶をする傾向を把握するには，「三極特許庁に出願されている」かつ「クレームが同一である」必要がある。そこで抽出条件を次の通りとし，2010年度の国際第2委員会第3小委員会が検討したデータを活



(平成18年度進歩性検討会報告書 (平成19年3月, 特許庁審判部) 124頁より抜粋)

図1 進歩性の判断手順例

用して検討を進めることとした⁵⁾。

- ① 2010年1月時点で公開されており、基礎出願が日本出願 (PCT/JP), 米国出願 (PCT/US), 欧州出願 (PCT/EP) のいずれかであること。
 - ② 2004年1月以降に国際公開された案件であること。
 - ③ 三極特許庁の国内段階に移行し、審査官による実体的な判断がなされた案件であること。
 - ④ 国際段階と各国の国内段階でのクレームが実質的に同一であること。
- 当該データのうち文献番号の入手が可能であった123ファミリーを今回の調査対象とした。

2. 2 分析方法

分析対象は、1stOAにおける項番号が最も小さい独立クレームに対する拒絶理由とした。

三極特許庁いずれかの拒絶理由において、主引例が示され、本願と主引例との相違点について副引例等の証拠が示されずに進歩性欠如と判断されたものを「証拠無し判断」された案件と定義し技術分野ごとに抽出した。(以降、上記定義に基づいた判断を「証拠無し判断」と記載)

具体的な抽出基準は、引例が一つで進歩性欠如と判断されたもの、あるいは、引例が二つ以上で、複数の引例を組み合わせてもなお本願発明との相違点があり、その相違点について証拠が示されることなく設計事項等の認定がされているものである。

「技術分野」は、機械、電気、化学、医薬の4分野とし、それぞれの定義は、次の通りである。

機械：物の構造に関するもの

電気：電気回路、ソフトウェア（制御）、ビジネスモデルに関するもの

化学：材料に関するもの

医薬：医薬、バイオに関するもの

3. 分析結果

分析対象123ファミリーの技術分野と分析結果を表1に示す。

表1 分析対象（123ファミリー）の技術分野と分析結果

技術分野	機械	電気	化学	医薬	合計
全体	57	22	31	13	123
証拠無し判断	12	4	8	3	27
J P	10	2	4	2	18
U S	3	1	5	0	9
E P	1	1	1	1	4

次に、全体における証拠無し判断されたファミリー件数を図2に示す。

図2に示す通り、三極特許庁いずれかで証拠無し判断されたファミリーは27ファミリーで、全体123ファミリー中の約2割であった。

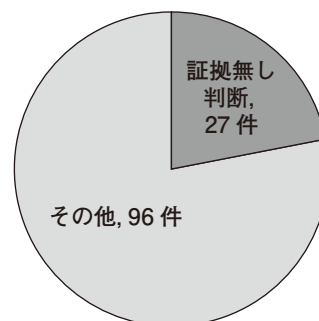


図2 全体における証拠無し判断されたファミリー件数

次に、技術分野別の証拠無し判断されたファミリーの占める割合を図3に示す。

図3に示す通り、技術分野別の証拠無し判断されたファミリーの割合を技術分野毎の母数に対してみると、一番多いのが化学分野で26% (8/31ファミリー)、一番少ないのが電気分野で18% (4/22ファミリー) と、特に大きな差が無い結果となった。

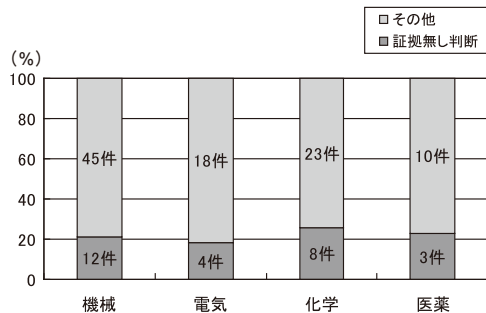


図3 技術分野別の証拠無し判断の占める割合

次に、証拠無し判断されたファミリーの三極特許庁内訳を図4に示す。

図4に示す通り、証拠無し判断されたファミリーの件数を三極特許庁別で見ると、日本：18件、米国：9件、欧州：4件（合計：31件。日米両方で証拠無し判断されたファミリーが3件、日欧両方で証拠無し判断されたファミリーが1件あった為、27件に4件加えた31件となっている）であり、日本の占める割合が7割弱（18／27件）と他極に比べて倍以上に多い結果となった。

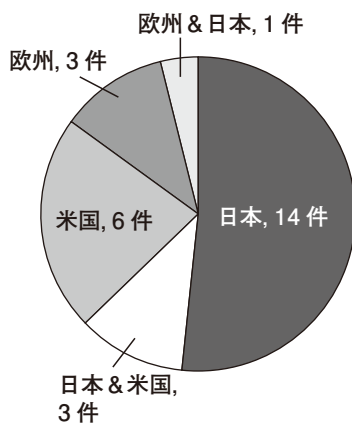


図4 証拠無し判断されたファミリーの三極特許庁内訳

次に、三極特許庁における技術分野別の証拠無し判断件数を図5に示す。

図5に示す通り、証拠無し判断を各審査国での技術分野別に見ると、日本の6割弱（10／18件）が機械分野で、米国の6割弱（5／9件）が化学分野であり、欧州には傾向が見られなかつた。

った。

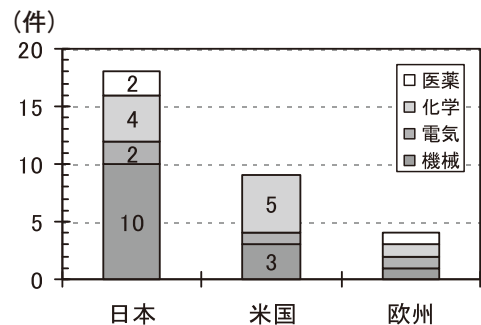


図5 三極特許庁における技術分野別の証拠無し判断件数

次に、受理官庁別の証拠無し判断が占める割合（％）を図6に示す。

図6に示す通り、PCT受理官庁別の証拠無し判断を各受理官庁毎の母数に対して見ると、日本が約21％（13／62件）、米国が約43％（9／21件）、欧州が約13％（5／40件）と、米国が他国の倍以上に多い結果となった。

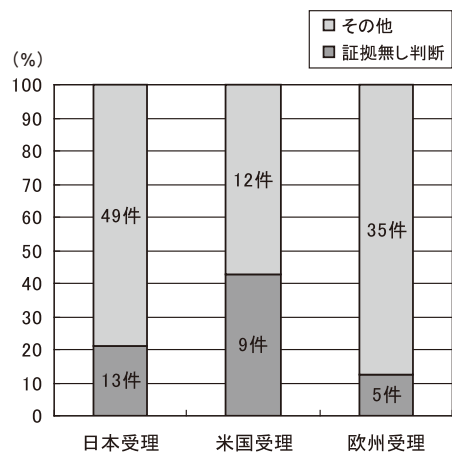


図6 受理官庁別の証拠無し判断が占める割合

次に、三極特許庁における翻訳を伴った出願のうち証拠無し判断された件数を図7に示す。

図7に示す通り、三極特許庁における出願人国別（PCT受理官庁別）の傾向を見ると、自国の審査において証拠無し判断をされているのが、日本（6／18件）と米国（3／9件）が共

に3割強なのに対し、欧州はゼロ（0／4件）であった。

また同データにおいて、翻訳を伴って出願されて証拠無し判断をされているのは、日本が7割弱（12／18件）、米国が6割弱（5／9件）、欧州が7.5割（3／4件）であった。

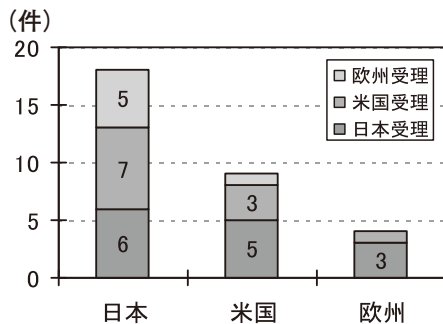


図7 三極特許庁における翻訳を伴った出願のうち証拠無し判断された件数

次に、日本国特許庁における証拠無し判断の4類型の内訳を図8に示す。

図8に示す通り、日本における証拠無し判断18件を、特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 第2章 新規性・進歩性2.5 (1) の「①最適材料の選択・設計変更など」の記載に基づき、次の4類型に分類した。

- ① 公知材料の中からの最適材料の選択
- ② 数値範囲の最適化又は好適化
- ③ 均等物による置換
- ④ 技術の具体的適用に伴う設計変更

その結果、④技術の具体的適用に伴う設計変

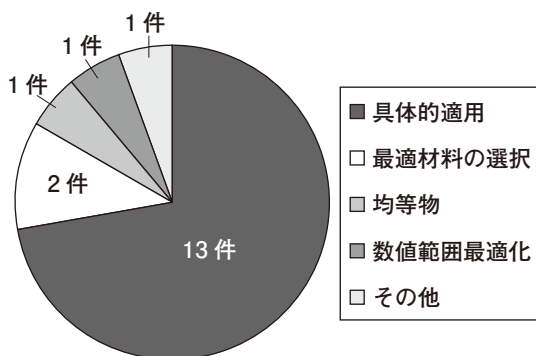


図8 日本国特許庁における証拠無し判断の4類型の内訳

更が7割強（13／18件）であった。

4. 考 察

4. 1 三極特許庁の審査基準の違いによる要因

前述した分析結果の原因を考察するため、以下では日米欧の審査基準について、今回の結果と関連があると思われる箇所を調べ、その比較を行った。（引用した審査基準の下線部は筆者が施した。）

(1) 日本の審査基準

A：相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定

相違点に係る構成が周知・慣用技術であれば、その構成を開示した証拠を引用されない可能性がある。

ここで「周知技術」とは、その技術分野において一般的に知られている技術であって、例えば、これに関し、相当多数の公知文献が存在し、又は業界に知れわたり、あるいは、例示する必要がない程よく知られている技術をいい、また、「慣用技術」とは、周知技術であって、かつ、よく用いられている技術をいう⁶⁾ (1.2.4(3)参照)。

周知・慣用技術の引用に関して、審査基準では、『周知・慣用技術は拒絶理由の根拠となる技術水準の内容を構成する重要な資料であるので、引用するときは、それを引用発明の認定の基礎として用いるか、当業者の知識（技術常識等を含む技術水準）又は能力（研究開発のための通常の技術的手段を用いる能力や通常の創作能力）の認定の基礎として用いるかにかかわらず、例示するまでもないときを除いて可能な限り文献を示す』とされている⁶⁾ (2.2.8 (2) 参照)。

B：相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定

相違点に係る構成が「設計事項等」に該当すれば、その構成を開示した文献を引用することなく進歩性を否定することが可能である。ここで「設計事項等」とは、①公知材料の中から最適材料の選択、②数値範囲の最適化又は好適化、③均等物による置換、④技術の具体的適用に伴う設計変更、のいずれかであるとされている(進歩性の判断手順書。平成18年進歩性検討会報告書P.124)。

(2) 米国の審査基準

A：相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定

相違点に係る構成が、「当該技術分野の共通の知識又は「周知」先行技術」であれば、その構成を開示した証拠が引用されない可能性がある。これに関して審査基準には、『一定の状況において適切な場合には、審査官は記録には存在しないが当局に知られた事実を採用し、あるいは、「共通の知識」に依拠して、拒絶を行うことができる。しかし、かかる拒絶は慎重に適用しなくてはならない。』『B. 公知が事実由来するものであるが証拠書類による裏付けがない場合、かかる評価を採用する決定の合理的根拠を成す技術的基準は明確かつ間違いのないものでなければならない』『C. 出願人が、公知又は共通の知識による認定が適切ではないとして事実に基づく主張に異議を申し立てる場合、審査官は十分な証拠をもって当該認定を裏付けねばならない』などと規定されている⁷⁾(§ 2144.03参照)。

B：相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定

相違点に係る構成が、「当該技術分野の共通の知識又は「周知」先行技術」であれば、所定の場合にはその構成を開示した証拠を引用せず進歩性が否定される。これに関する規定とし

ては§ 2143⁷⁾に以下の(A)～(D)などが列挙されている。

- (A) 予測可能な結果を生ずる周知の方法による先行技術要素の結合
- (B) 周知の要素の予測可能な結果を得ることができる他の要素との単純な置換
- (C) 類似の考案品(方法又は製品)を改善するために同一方法で周知の技術を使用
- (D) 予測可能な結果を生ずることができる改善の準備ができていない周知の考案品(方法又は製品)に周知の技術を応用

また§ 2144.04⁷⁾には、『理論的根拠を裏付ける資料としての法的先例』として、

- II. 工程又は要素及びその機能の削除
- IV. 大きさ、形状又は追加成分の配列の変化
- V. 運搬可能、一体化、分離可能、調整可能又は連続可能にする

VI. 部品の転換、複製又は再配置

などが列挙されている。さらに§ 2144.05⁷⁾には範囲に関する自明を裏付ける法的先例として『II. 範囲の最適化性』が挙げられている。

(3) 欧州の審査基準

A：相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定

相違点に係る構成が、「関係する共通の一般的知識」であれば、その構成を開示した証拠が引用されない可能性がある。これに関して審査基準には、『関係する共通の一般的知識に存在する場合もあるが、これは必ずしも書面によるものでなくともよく、実証する必要があるのは異議が申し立てられた場合に限られる。』と記載されている(欧州特許庁特許審査ガイドライン G部 特許性 第七章 進歩性)。

B：相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定

相違点に係る構成が公知であれば、所定の場

合には、その構成を開示した証拠を引用せずに進歩性が否定される。これに関する規定としては進歩性要件に関する例示－指針⁸⁾に記載されているが、進歩性が無い例としては以下が列挙されている。

1. 公知手段の応用であるか否か

1. 1 発明が自明な方法での公知手段の適用を含み、したがってその点に関して進歩性が無いとすべきもの

(i) 先行文献の教示が不完全であり、当該技術の熟練者に自然に又は容易に生じるような「間隙を埋める」ことが可能な方法の少なくとも1が当該発明となっている場合

(ii) 発明が、単に（機械的、電気的又は化学的な）公知の均等物の使用に限り、公知の技術と相違がある場合

(iii) 発明が単に公知の材料の公知の特性を用いる新規な用途にある場合

(iv) 発明が最近開発された材料を公知の装置において転用するもので、材料の特性が当該用途に明瞭に適する場合（「類似転用」）

2. 特徴の自明の組合せであるか否か

発明が、単に公知の装置又は方法の併置又は寄せ集めであって、それが通常の方法で機能し、非自明な作用上の相互関係をまったく創出しない場合

3. 自明の選択であるか否か

3. 1 多数の公知の可能性の中での自明な、すなわち、進歩性のない選択

(i) 発明が、多数のほぼ同等な代替物から単に選択することにある場合

(ii) 発明が、可能性の限られた範囲から、特定の寸法、温度範囲又は他のパラメータの選択にあり、そのパラメータが、型どおりの試行錯誤又は通常的设计手順によって達成し得たことが明瞭である場合

(iii) 発明が、公知技術からの単に率直なアプローチでの容易な外挿法によって達成するこ

とができる場合

(iv) 発明が、広範な分野から単に特定の化合物又は組成物（合金を含む）を選択することにある場合

(v) 発明が先行技術の発展によって必ずもたらされるものであって、複数の可能性の中から選択することができない場合（「一方通行」状態）

(4) 日米欧の審査基準の比較

A：相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定

米国においては、日本の「周知慣用技術」と類似する概念として「一般的知識（common knowledge）」が存在する。審査官は一般的知識に基づいた拒絶が可能だが、上記で引用した審査基準を踏まえると、非常に慎重に運用されていると推測できる。

欧州においても、日本の「周知慣用技術」と類似する概念として、「関連する技術分野に関する共通の一般的知識」が存在する。審査官は関連する技術分野に関する共通の一般的知識に基づいた拒絶が可能だが、米国と同様に異議が申し立てられた場合に実証を要する旨が審査基準に明記されており、非常に慎重に運用されていると推測できる。

以上を踏まえると、米国、欧州に対し、日本においては、例示するまでもないときを除いて可能な限り文献を示す⁶⁾ (2.2.8 (2) 参照) とされているが、文献を提示しない場合の運用や技術常識による拒絶の慎重性については特段述べられていないため、比較的広い裁量の範囲内で周知慣用技術による拒絶を可能としているように思われる。

B：相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定

日本においては、相違点に係る構成が、具体

的な行為類型である「①公知材料の中から最適材料の選択、②数値範囲の最適化又は好適化、③均等物による置換」の場合だけでなく、様々な行為類型を含んだ包括概念である「④技術の具体的適用に伴う設計変更」に相当する場合にも進歩性が否定される可能性がある。欧米の審査基準は、具体的行為類型は日本よりも多数記載されているものの、様々な行為類型を含む包括概念は記載されていない。これによって、日本では審査官の裁量により、比較的広い範囲の拒絶を可能としている可能性があると思われる。

4. 2 事例紹介

今回の検討対象としたファミリー123件のうち、日本で「相違点に係る構成を開示した文献を引用することなく進歩性を否定（証拠無し判断）した案件」は18件であった。このうち、日米欧で同一の文献に対する審査官の見解が示された案件が1件であった。これを例として以下で紹介する。

特願2005-512502は、発明の名称を「伝熱管群パネルモジュールと該モジュールを用いる排熱回収ボイラの建設方法」とする出願であり、日本出願を基礎として米国、欧州へ移行されている。以下では本件の請求項1につき、審査過程において同一の引用文献（下記刊行物1：米国特許第5339891号）が用いられている。

本件は、日本の審査において刊行物1及び刊行物2（特開昭62-266301号）が引用文献として提示されるとともに、「輸送を考慮して工場において製作するモジュールの大きさ・構成等を設計することは技術常識であると認められ、どの構成部品をモジュールとして一体化し、どの構成部品を現地において接続するかは、当業者が通常の創作の範囲で適宜決定し得た程度の事項であると認められる」ことを理由として進歩性要件（特許法第29条第2項）を欠くとされた。ここでは「技術常識」との用語が用いられ

るとともに進歩性が否定されているため、新規性はあったとしても少なくとも進歩性までは認められない、との認定がなされているものと推測される。なお、日本の審査基準において、「技術常識」は「周知慣用技術」を含む概念である。

ここで、刊行物1については、「刊行物1には、伝熱管群パネルモジュールと、外部ケーシングを構成するフレーム部材とを別個に構成して輸送後両者を接続することが記載されている（第4欄第39行～第5欄第5行等を参照）」との記載があるにとどまり、刊行物1と刊行物2との関連性については特段言及されていない。その上で、「どの構成部品をモジュールとして一体化し、どの構成部品を現地において接続するかは、当業者が通常の創作の範囲で適宜決定し得た程度の事項であると認められる」として進歩性が否定された。すなわち、「どの構成部品をモジュールとして一体化し、どの構成部品を現地において接続するか」が「設計事項等」を認定されているが、これは「④技術の具体的適用に伴う設計変更」という類型に当てはめたものと考えられる。

これに対して米国の審査では、日本の刊行物1を引用し、新規性要件違反（米国特許法第102条(b))を通知している。ここでは、当該引例が開示する構成要素を、“(5,339,891). Kidaloski et al discloses the applicants primary inventive concept including a modular arrangement for heat exchange units (中略), a heat exchanger tube bundle panel (15), casing (3), heat exchanger tube bundle panel support beams (96), header support (92), horizontal (40) and vertical (21) support module frames wherein the modules are between main columns of main frame (12).”と指摘し、本件の請求項1の構成要素に対応する形で引用文献の構成要素を示すとともに、端的に米国特許法第102条(b)にて新規性を拒絶している点で日本と異なる。

一方欧州での審査では、関連文献として日本の刊行物1を引用しているものの、記載要件違反(Article 84 EPC)が指摘されるにとどまり、進歩性は肯定された。具体的には、

“US-A-5339891 (中略) states that the side casing (10) should be attached to the supports (12) and should be shipped separately from the modules (中略). This teaches away from the feature of claim 1 that the casing (1) is part of the module and covers the outer periphery of the gas duct. (中略) Hence, claim 1 meets the requirements of Articles 52 (1) and 56 EPC.”と指摘し、本件の請求項1の構成要素に対して引用文献1には阻害要因となりうる記載があると認定している。

これらを比較すると、日本は「技術常識」「設計事項等」という概念を活用して進歩性を否定している点が特徴である。一方米国は、日本の審査結果を踏まえると本願発明と引用文献1とは相違点が存在している可能性があるものの、それらの構成を「当該技術分野の共通の知識又は「周知」先行技術」とはしていないことが特徴である。すなわち、引用文献1を本願発明のすべての構成要件を開示した証拠と認定し、これを示して拒絶していると思われる。これには、米国における102条の「予測性、予見性(anticipation)」と、日本や欧州における「新規性(novelty)」との違いが影響している可能性があることも付言しておく。これに対して欧州は、本願発明と引用文献1との相違点を「関係する共通の一般的知識」とは認定しておらず、引用文献1には阻害要因となる記載があることを指摘して進歩性を肯定していることが特徴である。

以上から、本件においても前述した日米欧の審査基準の相違が影響している可能性がある。

5. おわりに

「相違点に係る構成を開示した文献を引用することのない進歩性否定」は、日本においても多くの拒絶理由で採用されている論理構成ではないものと思われる。今回の調査においても日本で「相違点に係る構成を開示した文献を引用することなく進歩性を否定した案件」は123件中18件であり、大多数の案件がこの論理構成を採用して進歩性を否定している訳ではないことを示している。しかし同様な案件は、米国9件、欧州は4件であり、日本は相対的に多く、進歩性がハーモナイズしていない場面の一つという見方もできると考えている。

この原因として、審査基準における「相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定」「相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定」に関する日本と欧米との規定の違いも影響しているであろう。具体的には、「相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定」については、日本では、例示するまでもないときを除いて可能な限り文献を示すとされているが、文献を提示しない場合の運用や技術常識による拒絶の慎重性については特段述べられていないことが特徴的である。「相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定」については、日本では「設計事項等」の一つとして「④技術の具体的適用に伴う設計変更」という包括的な概念が例示されていることが特徴である。これによって、日本では審査官の裁量により、比較的広い範囲の拒絶を可能としている可能性があると思われる。

これに対する対策として、例えば、「相違点に係る構成を開示した文献を引用するか否かに関する規定」については、文献を提示しない場合の運用や技術常識による拒絶の慎重性に関す

る規定を加える、「相違点に係る構成を開示した文献を引用することなしに進歩性を否定することに関する規定」については、「設計事項等」に含まれる具体的な行為類型によって「④技術の具体的適用に伴う設計変更」を置き換える、などに審査基準を改訂していくことが必要であり、これによって日本における進歩性判断の予見性がさらに高まると共に日本の審査実務を欧米の審査実務に近づけることができ、日米欧の進歩性判断がより一層ハーモナイズしていくのではないだろうか。

本論説は、2014年度の特許第1委員会第3小委員会の構成委員である廣田憲一（小委員長：大日本印刷）、梶原晋吾（小委員長補佐：日産自動車）、三宅澄也（小委員長補佐：住友ベークライト）、宇都宮依子（東芝）、遠藤健太（パナソニックヘルスケア）、金子哲也（日立製作所）、是松康弘（三菱重工業）、畑澤亮（三菱レイヨン）、播田誠吾（マブチモーター）、南口梓（塩野義製薬）、宮澤悠（トヨタテクニカルディベロップメント）、安田達士（日本電気）、横山幸司（ヤマハ）の執筆によるものである。

末尾になるが、日本知的財産協会国際第2委

員会第3小委員会には、今回の検討に適した案件のリストをご提供いただき、我々の検討を効率的に行うことができた。また、グローバル・アイピー東京特許業務法人の高橋弁理士には、お忙しい中意見交換することにご快諾いただき、多くのアドバイスをいただいた。

注 記

- 1) 社団法人日本国際知的財産保護協会「進歩性等に関する各国運用等の調査研究書」
- 2) 特許第1委員会第3小委員会，知財管理，Vol. 64, No.12, pp.1784-1794 (2014)
- 3) 「近年の進歩性の判断について(後編)」パテント，Vol.67, No.15, pp.78-95 (2014)
- 4) 「最近の審決取消訴訟における進歩性判断の傾向(機械分野)(4)」パテント，Vol.58, No.10, pp.66-87 (2005)
- 5) 知財管理，Vol.61, No.4, pp.549-562 (2011)
- 6) 特許・実用新案審査基準 第Ⅱ部 特許要件 第2章 新規性・進歩性
- 7) 米国特許審査便覧第 2100章特許性第 8 版 (2010年7月)
- 8) 欧州特許庁特許審査ガイドライン G部 特許性 第Ⅶ章 進歩性 JETRO訳

(原稿受領日 2015年8月6日)